

標準必須特許分野に関する独占禁止指南(意見募集稿)

第一章 総則

第1条【指南の目的、根拠】

事業者が標準必須特許を濫用し競争を排除、制限する行為を予防と制止し、知的財産権を保護し、経済の運営効率を向上させ、消費者の利益と社会公共の利益を擁護するため、「中華人民共和国独占禁止法」(以下、「独占禁止法」と略称)、「中華人民共和国標準化法」、「華人民共和国特許法」などの法律法規の規定に基づき、本指南を制定する。

第2条【関連概念】

標準必須特許とは、標準を実施するために必要不可欠な特許をいう。

標準制定組織(団体)とは、標準の制定、公布を主な活動とする組織をいう。

標準必須特許権者とは、標準必須特許権を享有する事業者をいう。

標準の実施者とは、標準を実施する事業者をいう。

第3条【分析の原則】

標準必須特許に関連する行為が競争を排除、制限するか否かを分析する場合、以下に掲げる基本原則を遵守する:

(1)知的財産権の濫用と同一の規制原則を採用し、「独占禁止法」の関連規定を遵守する;

(2)知的財産権の保護と独占禁止の間関係を把握し、知的財産権の保護と市場の公平な競争の促進を両立させる;

(3)標準の制定と実施過程における標準必須特許の情報開示、許諾の承諾と許諾交渉のコンプライアンス状況を十分に考慮する;

(4)標準必須特許のイノベーションに対する合理的な報償を保障し、標準必須特許権者と標準の実施者の利益をより良くバランスさせる。

第4条【関連市場】

通常の場合で、標準必須特許に関する関連商品市場と関連地域市場を定義するには、「独占禁止法」と「国務院独占禁止委員会の関連市場の定義に関する指南」で確定された一般原則を遵守する必要があり、同時に標準必須特許の技術性、革新性と全世界性などの特徴を考慮し、個別の事案を結合して具体的な分析を行う必要がある。

(1)関連商品市場

標準必須特許の関連商品市場を定義するには代替分析方法が採用される。具体的な個別の事案において、標準必須特許に関する関連商品市場は主に技術市場であり、すなわち、標準必須特許許諾市場であり、異なる標準必須特許間、同一標準での必須特許間及び標準必須特許と非標準必須特許の間などに密接な代替関係があるか否かという観点から需要代替分析を行うことができる。必要に応じて、標準と標準必須特許の供給などの面から供給代替分析を同時に行うことができる。

(2)関連地域市場

標準必須特許に関する関連地域市場を定義するには同様に代替分析方法が採用される。標準必須特許に関わる関連地域市場が複数の国と地域をカバーするとき、個別の事案で関連地域市場を定義するには、異なる国と地域の標準実施、特許権保護などの面で地域的特徴などの要素を総合的に考慮する必要がある。

標準必須特許に関する独占合意の調査、市場での支配的地位の濫用事件及び事業者の集中に関する独占禁止審査を行う場合、通常は関連市場を定義する必要があるが、異なるタイプの独占事件では関連市場の定義の実際の需要が異なり、個別の事案の状況に合わせて重点を置かなければならない。

第5条【標準必須特許の情報開示】

標準制度の改正に参画する特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、標準制度改正のいかなる段階においても、その所有する特許を適時に十分に開示するとともに、その知っているその他の特許を開示することができ、同時に相応の証明資料を提供するとともに、真実性に責任を負う。

標準制度改正に参画しない特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、標準制度改正のいかなる段階においてもその所有する及び知っている特許を開示することができ、同時に相応の証明資料を提供するとともに、真実性に責任を負う。

具体的な個別の事案では、特許権者が基準制定組織の規定に基づき特許情報を適時に十分に開示しない、或いは特許権を明確に放棄しているのに、標準公布後に標準実施者に特許権を主張する場合、具体的な行為が関連市場において市場競争に排除、制限の影響を及ぼすかどうかを認定する重要な考慮要素である。

第6条【標準必須特許の許諾承諾】

公平性、合理性と無差別の原則は、標準必須特許権者と標準の実施者が標準必須特許許諾交渉を行うために遵守しなければならない重要な原則であり、国際、国外、国内の標準制定組織により認識されるとともに広く採用されている知的財産権政策の重要な内容である。

標準制度改正に参画する特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、特許実施許諾の承諾を明確にしなければならない。すなわち、公平性、合理性、無差別の原則に基づき、いかなる事業者などが当該標準を実施するときにその特許の無償或いは有償での使用許諾することに同意する。

公平性、合理性と無差別の原則に基づき許諾承諾をした特許について、標準必須特許権者が当該特許を譲渡或いは移転するとき、事前に譲受人に当該特許の実施許諾承諾の内容を通知し、譲受人が当該特許の実施許諾承諾に制約を受けることに同意すること、すなわち、標準必須特許許諾承諾が譲受人にも同等の効力を備えることを保証しなければならない。

具体的な個別の事案において、標準必須特許権者或いはその譲受人が公平性、合理性と無差別の承諾に違反しているかどうかは、不公平な高値での許諾、正当な理由なく許諾を拒否、抱合せ商品販売、その他の不合理な取引条件を付加、差別待遇を実施など具体的な独占行為を認定する上で重要な考慮要素である。

第7条【標準必須特許の善意交渉】

標準必須特許の善意交渉(日本では誠実交渉という)は、公平性、合理性と無差別の承諾を履行する具体的な表現である。標準必須特許権者と標準の実施者の間では、公平性、合理性と無差別の許諾条件を達成するために、標準必須特許許諾の料率、数量、期限などの許諾条件について誠実に交渉を展開しなければならない。誠実交渉には、以下に掲げる手順と要件が含まれるが、これらに限らない:

(1)標準必須特許権者は、標準の実施者に対して明確な許諾交渉の要約を提出しなければならず、標準必須特許リスト、標準必須特許と標準の対照表及び合理的応答期限などの具体的な内容の提供を含む;

(2)標準の実施者は、合理的期限内に許諾を得ることにに対し誠実な意思を表明しなければならず、すなわち、悪意のある遅延、正当な理由なく許諾交渉を拒否するなどの状況がないこと;

(3)標準必須特許権者は、その作成した公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾条件を提出しなければならず、主に許諾料率算定方法及び合理性の理由、標準必須特許保護満了期間及び譲渡の状況など許諾に直接

関連する必要な情報と実際の状況を含む；

(4)標準の実施者は、合理的な期間内に許諾条件を受入れなければならない、受入れない場合、合理的期間内に許諾料率、グラントバック(中国語:回授)などの許諾条件について、公平性、合理性と無差別の原則に適合する条件案を提出しなければならない。

具体的個別の事案では、交渉の過程と内容を全面的に評価しなければならない、誠実でない標準必須特許許諾交渉は、関連市場における競争の排除、制限のリスクを高めることになる。標準必須特許権者と標準の実施者はいずれも、上記の過程に過失がないことを証明し、相応の証明資料を提供するとともに、提供された証明資料の真実性に責任を負う必要がある。

第二章 標準必須特許に関する独占合意

標準必須特許に関する独占合意を認定する場合、「独占禁止法」と「国务院独占禁止委員会の知的財産権分野に関する独占禁止指南」(以下「知的財産権分野に関する独占禁止指南」と略称)などの関連規定を適用する。

第8条【標準の制定と実施過程における独占合意】

基準の制定と実施過程において、異なる標準必須特許権者の中で独占合意が成立し、競争を排除、制限する可能性がある場合、具体的な分析時に以下に掲げる状況と要素を考慮することができる：

- (1)正当な理由なく、その他の特定事業者を標準制定参画から排除する；
- (2)正当な理由なく、その他の特定事業者を関連条件案から排除する；
- (3)正当な理由なく、その他の競合する標準を実施しないことを約定する；
- (4)正当な理由なく、特定の標準の実施者が標準に基づき試験実施、認証取得などの標準実施活動を制限する。

標準制定組織は、標準制定と実施の過程において、標準必須特許権者を組織して独占合意を達成する或いは標準必須特許権者が独占合意を達成するために実質的な幫助を提供してはならない。

第9条【標準必須特許共同体に関する独占合意】

通常の場合で、パテントプール(中国語:专利联营)は許諾などの取引コストを削減、許諾の効率と標準実施の安定性を向上させ、競争を促進する効果がある。但し、異なる標準必須特許権者間でパテントプールを利用し独占合意を締結し、競争を排除、制限する可能性がある場合、具体的な分析時に以下に掲げる状況を考慮することができる：

- (1)パテントプールを利用し価格、生産量、市場区分などの競争に関する敏感な情報を交換しているか否か；
- (2)標準を固定或いは変更するために必要な特許許諾料率。

第10条【標準必須特許に関するその他の独占合意】

上記の合意のほか、標準必須特許権者がその特許権を濫用し、その他の種類の独占合意を行い、競争を排除、制限する可能性がある場合、具体的な分析時に以下に掲げる要素を考慮することができる：

- (1)標準の実施者の生産、販売に関わる標準必須特許製品の価格、数量或いは品質を制限するか否か；
- (2)標準の実施者による競合技術開発を制限するか否か；
- (3)独占合意の認定に関連するその他の要素。

第三章 標準必須特許に関する市場での支配的地位の濫用行為

標準必須特許に関する市場での支配的地位の濫用行為を認定する場合、「独占禁止法」と「知的財産権分野に関する独占禁止指南」などの関連規定を適用する。通常の場合で、まず関連市場を定義し、標準必須特許権者が関連市場で市場での支配的な地位を備えているか否かを分析し、次に個別の事案の状況に基づき市場での支配的地位の濫用行為を構成するか否かを具体的に分析する必要がある。

第 11 条【市場での支配地位の認定方法と考慮要素】

標準必須特許権者が関連市場での支配的地位を備えているか否かを認定する場合、「独占禁止法」と「知的財産権分野に関する独占禁止指南」などの規定に基づき、事業者が市場での支配的地位を備える要素と状況を分析認定或いは推定しなければならない。同時に、標準必須特許の特徴を結びつけて、以下に掲げる要素を具体的に考慮することができる：

(1)標準必須特許権者の関連市場における市場シェア、及び関連市場における競争状況。通常の場合で、標準必須特許権者は、その保有する標準必須特許許諾市場において、100%の市場シェアを占め、市場での競争は存在しない；

(2)標準必須特許権者の関連市場支配能力。主に標準必須特許権者の許諾料率、方式などの許諾条件決定能力、その他の事業者の関連市場への参入を阻害、影響力、及び標準の実施者が標準必須特許権者を制限する客観条件と実際の能力などを含む；

(3)下流市場の標準必須特許依存度。主に対応する標準の進化状況、代替性、変換コストなどを含む；

(4)他の特許権者の許諾市場への参入の難易度。主に標準必須特許技術の置換え可能性などを含む；

(5)標準必須特許権者の財務能力と技術条件など市場での支配的地位の認定に関連するその他の要素。

第 12 条【不公平に高額での標準必須特許許諾】

通常の場合で、標準必須特許は高い価値があり、合理的な許諾料により標準必須特許権者はその研究開発への投資と技術イノベーションに対する報奨の獲得を保障することができる。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、標準必須特許を不公平に高額で許諾、標準必須特許が含まれる製品を販売し、競争を排除、制限する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：

(1)許諾双方は本指南第 7 条に基づき誠実な許諾交渉を行っているか否か；

(2)許諾費が明らかに研究開発コストより高いか否か；

(3)許諾費が比較可能な過去の許諾費或いは許諾費基準より明らかに高いか否か；

(4)許諾費が標準必須特許の地域範囲或いは対象商品範囲を超えているか否か；

(5)失効、無効の標準必須特許或いは非標準必須特許に対して許諾料を徴収しているか否か；

(6)標準必須特許権者が標準必須特許の数と品質の変化に基づいて許諾料を合理的に調整しているか否か；

(7)標準必須特許権者が非特許実施実体を通じて重複料金を徴収しているか否か。

第 13 条【標準必須特許の許諾拒否】

通常の場合で、標準必須特許権者が公平性、合理性と無差別の承諾後、正当な理由なく、許諾を獲得しようとする標準の実施者を拒否してはならない。そうしないと、市場競争に排除、制限の影響を及ぼす可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：

(1)許諾双方は本指南第 7 条に基づき誠実な許諾交渉を行っているか否か；

(2)公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾を通じ標準必須特許侵害の損害を補償できるか否か；

(3)標準の実施者は合理的な許諾料を支払う能力が不足しているか否か；

(4)標準の実施者に不良な信用記録がある、或いは事業状況の悪化などの状況が現れており、取引の安全に影響するか否か；

(5)不可抗力などの客観的な原因で標準必須特許許諾ができないか否か；

(6)関連標準必須特許の許諾拒否が標準の実施者の市場競争と技術イノベーションに及ぼす影響とその程度；

(7) 関連標準必須特許の許諾拒否が消費者の利益或いは社会公共の利益を損なうか否か。

第 14 条【標準必須特許に関する抱合せ販売】

通常の場合で、標準必須特許許諾時に一括許諾を行う或いは関連必須製品を抱合せ販売することで、全体的取引コストを削減し、標準的实施効率を向上させることができる。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、許諾時に標準の実施者に一括許諾或いはその他の不必要な製品の購入を強制することで、競争を排除、制限する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：

- (1) 許諾双方は本指南第 7 条に基づき誠実な許諾交渉を行っているか否か；
- (2) 所在する業界或いは分野の取引慣行、消費習慣に適合しているか否か；
- (3) 合理性と必要性があるか否か、例えば標準の実施に有効である或いは製品の機能を発揮するなど；
- (4) 分割一括許諾の実施可能性があるととも、標準の実施者に不合理な標準実施コストをもたらすか否か；
- (5) 標準の実施者が独自の許諾の組合せ(ライセンスポートフォリオ)或いは購入製品を選択できるか否か；
- (6) その他の事業者の取引機会を排除、制限するか否か；
- (7) 消費者の選択権を制限するか否か。

第 15 条【標準必須特許に関するその他の不合理な取引条件付加】

通常の場合で、標準必須特許の許諾条件は、標準必須特許者と標準の実施者の間の約定により形成され、許諾双方の意思自治を十分に体现している。但し、標準必須特許権者はその市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、標準必須特許許諾に不合理な取引条件を付加し、競争を排除、制限する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：

- (1) 許諾双方は本指南第 7 条に基づき誠実な許諾交渉を行っているか否か；
- (2) 標準必須特許許諾の前提条件として、無償のリバースライセンス(中国語: 反向授权)などを使用するか否か；
- (3) 標準の実施者にその標準必須特許を排他的グラントバック或いは独占的グラントバックなどの非互恵的グラントバックを強要しているか否か；
- (4) 標準の実施者が保有する標準必須特許の価値或いはその他の知的財産権を貶める或いは否定するなどを理由に、標準の実施者に合理的な対価の提供なしにクロスライセンス(中国語: 交叉许可)を要求しているか否か；
- (5) 失効或いは無効宣告された標準必須特許に対して引き続き権利を主張しているか否か；
- (6) 標準の実施者がその標準必須特許の必要性、有効性などに異議を提出することを禁止しているか否か；
- (7) 標準の実施者が紛争解決の措置を選択することを禁止或いは制限しているか否か；
- (8) 標準の実施者と第三者の取引を強制或いは禁止する、或いは標準の実施者と第三者との取引条件を制限している。

第 16 条【標準必須特許に関する差別待遇】

通常の場合で、標準必須特許許諾条件は、標準の実施者の実際の状況、地域の取引習慣などにより、許諾費用、期間などの面で差異が現れる。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、条件が同じ標準の実施者に対し差別待遇を行い、競争を排除、制限する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：

- (1) 許諾双方は本指南第 7 条に基づき誠実な許諾交渉を行っているか否か；
- (2) 標準の実施者の条件が同一か否か；
- (3) 標準必須特許に関する許諾条件が同一か否か；
- (4) 標準必須特許許諾内容に存在する違いは許諾双方が達成したその他の許諾条件よりもたらされたか否か；

(5)当該差別的待遇が標準の実施者の市場競争への参加に顕著な悪影響を与えるか否か。

第 17 条【標準必須特許に関する救済措置の濫用行為】

通常の場合で、標準必須特許権者は、法に基づき裁判所或いは関連部門に関連特許権使用禁止の判決、裁定或いは決定を請求する権利がある。但し、標準必須特許権者は、上記の救済措置を濫用し、標準の実施者にその不公平な高額或いはその他の不合理な取引条件を受入れさせ、競争を排除、制限する要求する可能性がある。具体的な分析時には、許諾双方が本指南第 7 条に基づき誠実な許諾交渉を行うかどうかを考慮しなければならない。「知的財産権分野に関する独占禁止指南」に規定される、その他の要素を考慮することができる。

第四章 標準必須特許に係る事業者の集中(合併)

事業者が標準必須特許に関する取引を通じその他の事業者に対する支配権を取得、或いはその他の事業者に決定的な影響を与えることができ、事業者の集中(合併)を構成する場合、「独占禁止法」と「國務院の事業者の集中申告基準に関する規定」(以下、「事業者の集中申告基準に関する規定」と略称)に基づき申告しなければならない。標準必須特許に関わる事業者の集中の審査には、「独占禁止法」、「知的財産権分野に関する独占禁止指南」などの規定が適用される。

第 18 条【標準必須特許に係る事業者の集中の申告】

標準必須特許に関する事業者の集中を認定する場合、「知的財産権分野に関する独占禁止指南」及び独占禁止に関する規則に基づき分析を行う。同時に、以下に掲げる要素を考慮することができる：

- (1)標準必須特許が独立した業務を構成するか否か、或いは独立して計算可能な売上高を生みだしているか；
- (2)標準必須特許許諾の方法と期間。

「事業者集中申告基準に関する規定」によると、事業者の集中は申告基準に達していないが、規定の手続きに従い収集した事実と証拠から、当該標準必須特許に関わる事業者の集中が競争効果を排除、制限する可能性があることが判明するとともに、事業者が國務院独占禁止法執行機関の要求に従って申告していない場合、國務院独占禁止法執行機関は法に基づき調査しなければならない。事業者は、申告基準を満たしていない場合、自主的に國務院独占禁止法執行機関に申告することができる。

第 19 条【標準必須特許に関する事業者の集中の審査】

標準必須特許に関する取引が事業者の集中の実質的構成部分である場合、或いは取引目的の実現に重要な意義がある場合、事業者の集中の審査の過程で、「独占禁止法」に規定される要素を考慮し、同時に標準必須特許の特徴を考慮しなければならない。

標準必須特許に関する制限的条件には、構造的条件、動作的条件、総合的条件が含まれる。標準必須特許に関する追加の制限的条件は、通常、個別の事案の状況に応じ、事業者の集中が備える、或いは備える可能性のある競争の排除、制限の効果については、制限的条件案を評価した後に確定される。

第五章 附則

第 20 条【指南の解釈】

この本指南は、 が解釈し、公布日より実施する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2023/art_6422b2fb728f486b9814349213ea07c6.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェットロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保障するものではないことを予めご了承下さい。